

## 第2次岩沼市環境基本計画(案)の概要

### 計画策定の背景

- 本市では、平成 28 (2016) 年 3 月に岩沼市環境基本条例第 8 条に基づき、「岩沼市環境基本計画」(以下「第 1 次計画」という)を策定した。
- 第 1 次計画の計画期間であるこの 10 年間にも、持続可能な開発目標 (SDGs) の採択やパリ協定の発効などを背景に、社会経済情勢や環境行政を取り巻く状況は刻々と変化している。
- 気候変動の影響や新型コロナウィルス感染症の流行などによる社会環境の変化を踏まえ、第 1 次計画の計画期間が令和 7 (2025) 年度末で終了することから、今後 10 年を見据えたより実効性のある施策を定めるため、「第 2 次岩沼市環境基本計画」(以下「本計画」という)を策定する。

### 【条例の目的 (条例第 1 条)】

「この条例は、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、市民及び事業者の果たすべき役割と責任を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然が共生する市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与し、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。」

### 第 1 章 計画の基本的事項

#### 【目的】

- 社会情勢の変化や計画の進捗状況などを踏まえ、市・市民・事業者が主体となって必要に応じて計画の見直しを行う。
- 岩沼市総合計画に即し、各種関連計画と整合を図りながら、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

#### 【計画期間】

- 令和 8 年度からの 10 年間とし、令和 17 年度を目標年次とする。

#### 【対象とする環境】

- 快適環境、自然環境、生活環境、資源循環、地球環境。これらに関連する環境保全活動や環境教育など、市民・事業者の協働や参画に関するものも加え、幅広く環境を捉えることとする。

#### 【位置づけ】

- 「岩沼市環境基本条例」第 8 条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための策定する計画。

#### 【前計画の総括】

- 多くの指標で良好な成果が見られたが、循環型社会の構築や地球環境問題への対応、市民参加の促進といった分野では改善の余地があり、市・市民・事業者が一体となって、持続可能なまちづくりに向けた取り組みを継続・強化していくことが必要である。

### 第 3 章 本計画が目指す姿

環境像：「恵み豊かな環境を持続的に享受できるまち」

取り組みの姿勢：「人と自然が共に生きる 持続可能なまちを未来につなぐ」

### 第 2 章 岩沼市の環境の現況と課題

#### ○現況

#### 1. 快適環境

- 公園や緑地は、市民が身近に自然とふれあえる場としての利用ほか、災害時の避難場所としての役割も果たしている。
- 震災がれきを活用した「千年希望の丘」や、環境省の事業により「みちのく潮風トレイル」が整備され利用されている。
- 本市の景観は、「まちの清潔さ」や「町並みのうつくしさ」に対する市民の満足度の割合が増えており、環境美化の成果が表れている。
- 一方、「環境活動の機会の多さ」に対する満足度は他の要素と比較して高くないため、環境活動の機会の提供や周知が求められる。



- 公園や緑地の維持管理に努め、身近に緑とふれあえる場所や機会の提供
- 歴史的・文化的資源を次世代に引き継いでいくための取り組み、維持及び活用
- 空き家の適切な管理と利活用

#### 2. 自然環境

- 阿武隈川や五間堀川、貞山運河などの河川が地域の治水や利水に重要な役割を果たしている。
- 河川は生物の生息地として生態系を維持し、美しい景観を提供するなど地域の憩いの場となっている。
- 本市の総面積に占める宅地の割合が、この数年で徐々に増加している。



- 適切な土地利用による環境保全の監視・指導の強化
- 自然環境の保護・保全と環境教育の場としての活用の促進

#### 3. 生活環境

- 二酸化硫黄、浮遊粒子物質、微小粒子状物質、二酸化窒素はすべてで環境基準を下回る値の良好な状態を維持している。
- 「宮城県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、光化学オキシダント発生についての関係機関との協力体制の確立に努めている。
- 悪臭への苦情は、令和 4 年度以降は増加傾向にある。
- 騒音・振動は、概ね環境基準を達成しているが、国道 4 号の一部や仙台岩沼線、岩沼海浜緑地線の一部で基準を超えており、工場排水の水質に排水基準を設定し監視に努めている。
- 水質は、阿武隈川及び五間堀川とともに、BOD の値が環境基準値内である。工場排水の水質に排水基準を設定し監視に努めている。
- 化学物質であるダイオキシン類は、環境基準を達成している。
- 空間放射線量率は安全なレベルになっており、毎年行ってきた食品等の放射能測定も終了した。市民の関心も低くなっている。
- 地盤沈下は、これまで大きな地盤の変動は見られない。



- 大気汚染、騒音・振動、河川の水質汚濁防止など、関係機関と連携した監視継続
- 地盤沈下は、長期的な監視を継続し、状況の把握に努める必要がある。

#### 4. 資源循環

- 岩沼東部環境センターばかりの稼働が開始され、廃棄物を処理し、熱エネルギーを電力に変換して、余剰電力は売電されている。
- 市の取り組みとして実施したフードドライブ事業は、事業所にも広がり、スーパーやコンビニエンスストアでも食品の回収を行っている。
- ごみの排出量が年々減少している中、総資源化量も減少しているが、リサイクル率は横ばいから微増で推移している。
- 本市では、循環型社会推進のため、家庭で不用になった小型家電を無料回収イベントを開催している。



- ごみ排出量の減量化推進の継続
- 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向けリサイクルのさらなる推進
- 集団回収の取り組みや 3R の普及啓発活動の活性化

#### 5. 地球環境

- 住宅用太陽光発電システムや定置用蓄電池などの設置者へ補助金を交付する制度を創設した。
- 市民バス・デマンドタクシー・AI 乗合バスを導入している。
- EV(電気自動車)や V2H の導入の推進を行っている。
- 電力使用量は、新型コロナの影響による減少後、経済活動の回復のほか気候変動やデジタル化により令和 4 年度から増加に転じた。
- 市内の住宅や公共施設に太陽光発電システムを導入し、地域全体でのエネルギー自給率を向上させる取り組みを進めている。



- 「ゼロカーボンシティ」に向けた再生可能エネルギーの普及
- 公共施設などへの再生可能エネルギーの導入調査、検討や新技術の利用促進
- デマンドタクシー、AI 乗合バスなどの公共交通機関の利用促進

#### 6. 市民・事業者の活動

- 市民団体とのエコバッグイベント事業や、岩沼市民図書館展示コーナーにて環境本特集など、環境について考える場の提供をした。
- 水環境への関心を高めるため、阿武隈川サミットや、阿武隈川水系・名取川水系水質汚濁対策連絡協議会との企画を行った。
- 年 2 回実施の「早朝クリーン岩沼市民一斉清掃の日」は、新型コロナによる規模縮小を経て、参加者数が元に戻りつつある。
- 市民アンケート調査より、環境保全活動について「きっかけがあれば参加したい」と考えている市民が多い。



- 市民・事業者それぞれの環境問題についての理解推進
- 各団体への支援と将来の担い手の育成
- 環境保全活動について、情報提供や活動の機会の提供

### 第 5 章 計画の推進体制と進行管理

#### 1. 計画の推進体制

- 市・市民・事業者・各種団体が相互に信頼し連携・協働による計画の推進
- 「岩沼市環境審議会」による、計画の変更や見直しに関する進捗状況の点検及び評価を助言・提言
- 府内の推進体制の組織化

#### 2. 計画の進行管理

- PDCA サイクルの導入による継続的な進捗管理
- 点検・評価による「岩沼市環境白書」の公表、意見を聴取

### 【市民・事業者の役割】

市民及び事業者は、日常生活や事業活動において環境への負荷の軽減に努める。また、良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する施策に協力する。本章では、市の施策と併せて市民と事業者の取り組み例も記載している。